

# 窓口負担割合の判定について

同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者で  
住民税課税所得金額が145万円以上※1の方がいる。

いる

いない



※1 課税所得145万円以上かつ収入額の合計が、383万円以上（複数世帯の場合は520万円）の方。

※2 課税所得とは、町民税納付通書の課税標準の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除）を差し引いた後の金額です。

※3 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 その他の合計収入金額とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

世帯内後期高齢者医療制度の被保険者のうち  
課税所得※2が28万円以上の方がいる。

いない

いる

世帯に後期高齢者医療制度の被保険者の人数は何人か？

1人だけ

2人以上

年金収入※3 + その他の合計所得金額※4が200万円以上か。

年金収入※3 + その他の合計所得金額※4が320万円以上か。

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

3割

1割

1割

2割

1割

2割